

練馬区公共工事における配置予定技術者について

練馬区公共工事の入札における、参加申請時の配置予定技術者は、履行能力の確保を図るため、死亡、病休、退職等の真にやむを得ない場合以外、変更はできないこととしています。これを下記のように、落札した案件に限り、落札日の 17 時までに練馬区と協議のうえ承諾を得た場合は、参加申請時に記載した配置予定技術者を変更することができることとします。

記

1 適用日

平成 22 年 10 月 1 日（金）以降に公表する入札案件より適用

2 留意点

- (1) 参加申請時および変更後の技術者は、公告条件および建設業法に定める適正な技術者であることを要する
- (2) 総合評価入札案件を除く
- (3) 落札後、区に無断で技術者を変更した場合には、指名停止等の措置を行う場合がある

3 手順

落札日の 17 時までに契約担当者に協議し、承諾を得たうえで、別紙「技術者変更届出書」を提出すること。

4 技術者変更と入札参加資格の具体例

【例 1】 ○○工事と××工事に同じ技術者 A で申し込んでいた場合

| 件名 | 入札日 | 配置予定技術者 | 入札参加資格 |
|------|--------------|------------|-----------|
| ○○工事 | 11/1 (落札) | A (専任義務あり) | |
| ××工事 | 11/2 | A | ×入札参加資格無し |

【例 2】 ○○工事と××工事に同じ技術者 A で申し込んでいた場合で、
落札後に A を B に変更したとき

| 件名 | 入札日 | 配置予定技術者 | 入札参加資格 |
|------|--------------|-----------------------------|-----------|
| ○○工事 | 11/1 (落札) | A (専任義務あり) 変更→B (専任義務あり) | |
| ××工事 | 11/2 | A | ○入札参加資格有り |

【例 3】 ○○工事に技術者 A、××工事に技術者 C で申し込んでいた場合で、
落札後に A を C に変更したとき

| 件名 | 入札日 | 配置予定技術者 | 入札参加資格 |
|------|--------------|-----------------------------|-----------|
| ○○工事 | 11/1 (落札) | A (専任義務あり) 変更→C (専任義務あり) | |
| ××工事 | 11/2 | C | ×入札参加資格無し |

年 月 日

技術者変更届出書

練馬 区 長 殿

社 名

所在地

代表者

印

下記の落札案件について、技術者の変更を届出ます。

記

| | |
|-----------|--|
| 案 件 名 | |
| 落 札 日 | |
| 当初配置予定技術者 | |
| 変更後の配置技術者 | |

- ※ 落札日の 17:00 までに契約担当者に協議し承諾を得ること。
- ※ 上記案件の技術者変更により、他の申込案件と技術者が重複した場合、専任義務の有無によっては他の案件の入札参加資格が無効となる場合がある。